

**振り込め詐欺にご注意ください！ 役場では銀行ATMからの現金振込はお願いしません**

区 分	老人保健制度	後期高齢者医療制度
対象者 (被保険者)	国民健康保険・健康保険組合・ 共済組合などに加入	後期高齢者医療制度に移行 (国民健康保険等を脱退)
運営主体	市町村	県後期高齢者医療広域連合
保険証	医療受給者証と保険証	1人に1枚、新しい保険証
医療費の 負担	1割もしくは3割	1割もしくは3割
受けられる 給付	療養の給付や高額療養費など	療養の給付や高額療養費など
保険料	加入する国民健康保険・健康 保険組合などに納付	一人ひとりが市(区)町村に納付

## 後期高齢者 医療制度

今年四月から

「七五歳以上の人の医療制度が変わります」

七五歳以上の人(※)の「老人保健制度」が「後  
期高齢者医療制度」へ変わります。

※六五歳以上で一定の障害のある人も含まれます。

※生活保護を受けている人は該当しません。

### ◆運営

県内すべての市町村が加入する  
「県後期高齢者医療広域連合」が運

営します。広域連合は保険料の決  
定、保険証の交付や医療の給付を行  
います。市(区)町村は申請・届出  
の受付や相談、保険料徴収などの窓  
口事務を行います。

### ◆保険証

被保険者となる人には、新しい保  
険証が、今年三月に配達記録郵便  
で、一人一枚届きます。

### ◆保険料

被保険者一人ひとりが負担し、原  
則、今年四月分の年金から徴収され  
ます。保険料は、被保険者が均等に  
負担する均等割額と所得に応じて負  
担する所得割額を合計した額となり  
ます。

### 二〇年度・二一年度の保険料額(年額)

被保険者の保険料  
(上限額は50万円)

||

均等割額  
(39,860円)

+

所得割額  
被保険者の所得  
×  
7.45%

※所得の少ない人には軽減制度があ  
ります。

※災害や所得が減少したことにより  
保険料の納付が困難な場合は、申  
請により徴収の猶予や減免を受け  
られる場合があります。

### 健康保険等の被扶養者だった人

現在、健康保険組合や共済組合な  
どの被扶養者で保険料を負担してい  
ない人も、後期高齢者医療制度の被  
保険者となると、保険料を負担する  
こととなります。ただし、加入して  
から二年間は五割が軽減されます。

さらに、二〇年度までの特別措置  
として、四月から九月までは負担が  
なく、十月から平成二一年三月まで  
は一割のみの負担となります。

### ◆医療費の自己負担

医療を受けたときに支払う自己負  
担割合(一割・三割)は、老人保健  
制度と変わりません。

### 問合せ

健康増進課 ☎内線二一四  
神奈川県後期高齢者医療広域連合  
事務局

☎〇四五―四四〇―六七〇四

### 県立葉山公園

### 駐車場料金等の変更

四月一日(火)から駐車場の有料期  
間と利用料金等を変更します。

問合せ 指定管理者

財団法人 神奈川県公園協会  
☎〇四五―二一一―五四八三

期 間	車種	料金(消費税を含む)	利用時間
4月1日～6月30日の土日祝	普通車	1回につき 500円	8時～18時
	二輪車	1回につき 100円	
7月1日～8月31日の土日祝	普通車	1回につき 2,000円	
	二輪車	1回につき 100円	
7月1日～8月31日の平日	普通車	1回につき 1,500円	
	二輪車	1回につき 100円	
9月1日～11月30日の土日祝	普通車	1回につき 500円	
	二輪車	1回につき 100円	
その他の期間	普通車 二輪車	無料	